

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。

本市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めておりますが、今後、県において保険税水準を統一していくにあたり、現状、応能割合の高い市長村が多いため、被保険者の保険税負担が激変しないためにも必要に応じて段階的に是正していく必要があると示されていることから、応能負担を原則とする保険税率に改めることは困難であると考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

本市におきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、令和3年度より、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を実施いたします。

また、国におきましても、未就学児に対する均等割額の減額措置について、令和4年度より実施するための関連法案が成立したところです。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

医療の高度化や高齢化の進展により、一人当たりの医療費は増加傾向にある一方で、被保険者の減少等に伴い税収は伸び悩んでおり、本市の国民健康保険事業においては、令和2年度に赤字が一旦解消するものの、令和3年度は再び多額の赤字が生じる見込みとなるなど、財政運営が非常に厳しい状況となっております。

一般会計から赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、県の運営方針に基づき、赤字の削減解消に努めているところであり、法定外繰入を増額することは困難であると考えております。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

本市独自の申請減免制度につきましては、令和 3 年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めているところでございます。

低所得者世帯に対する申請減免制度の拡充につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の落ち込みが予測される中、今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、減収分の財源確保に課題がありますことから、難しいものと考えております。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和 3 年度の新型コロナウイルス感染の影響による国保税の減免の実施につきましては、令和 2 年度と同様の条件、基準等にて行って参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に関するリーフレットを納税通知書に同封するほか、市ホームページにて広く周知を図って参ります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

国保法 44 条による減免につきましては、平成 31 年 2 月に示された厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。

なお、減免のご相談があった際には、他の法律の制度利用なども踏まえて適切に対応するよう努めております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で手続きをすすめる必要がございます。申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国保法44条による減免申請につきましては、申請者の個々の事情を詳しく伺った上で、減免に関する判断が必要となること、減免に関する手続きは保険者の業務であり、医療機関の窓口申請の受理を依頼することは、医療機関の更なる負担増に繋がることから、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えております。

なお、医療機関から減免についての相談があった場合は、詳細を伺い状況に応じた丁寧な対応を行っているところです。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の差押については、世帯人数や収入状況により差押金額を考慮し、国税徴収法・国税徴収法 施行令に基づき適正に行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金等の差押については、自主納付による完納が見込めない場合において、個別の状況を確認した上で差押額を決定し法令に基づき適正に行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

税負担の公平性の観点から、やむを得ず法令に基づく滞納処分手続きを行う場合がありますが、滞納者が置かれている個別の状況に応じて分割納付の承認、滞納処分の執行停止などを検討し滞納整理を適正に行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。一昨年度までは、納付相談の結果を踏まえ交付しておりましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い郵送しており、令和3年8月1日交付分においても令和2年度同様一斉更新することを予定しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

① と同様になりますが、令和3年8月1日交付分につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い、郵送することを予定しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、特別な事情がないにも関わらず納期限から1年以上保険税を滞納している世帯に対し交付しており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。

但し、資格証明書の交付対象者から医療機関への受診を希望する相談などがあった場合には、一時的な対応として短期被保険者証を交付するなど柔軟な対応をしております。

なお、資格証明書を交付する前には、納税相談など接触機会の確保に努めており、ご相談をいただければ、状況に応じた丁寧な対応を行っているところであります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができますとされております。新型コロナウイルス感染症対策として、国からの緊急的・特例的な財政支援に基づき実施しているものであり、本市の国保財政につきましては、令和3年度に再び多額の赤字が生じる見込みとなるなど、今後も厳しい状況が続くことが想定されることから、恒常的な施策とすることは難しいと考えております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

本市におきましては国の基準を超えた制度の運用は考えておりませんが、今後の国・県の動向などを注視して参ります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、本市では、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。公募につきましては、3年の任期の改選期に合わせ、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

本市国民健康保険協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めて参ります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

本市の特定健康診査は、令和3年度より、受診者の自己負担額を無料としております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診のうち、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診につきましては、平成30年度から実施期間を拡充し、特定健康診査と同一時期に受診できるよう変更いたしました。また、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。

今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

被保険者の受診意欲を高めるため、令和3年度より特定健康診査の受診者の自己負担を無料といたしました。

また、広報かわぐちや市ホームページでの周知活動をはじめ、未受診者への受診勧奨通知の発送や電話勧奨、事業者健診結果の情報提供依頼など、受診率の向上に向けた対策を実施する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健康診査の実施にあたっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシーや川口市個人情報保護条例等に基づき、今後も適切な管理に努めて参ります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療の窓口負担の在り方については、全国後期高齢者医療広域連合協議会が高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮することなどを国に要望しておりますことから、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら国の動向を注視してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

後期高齢者医療制度では、都道府県後期高齢者医療広域連合が保険者として保健事業を実施しています。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、健康診査の結果から血糖や血圧が一定基準以下であったかたのうち、医療機関への継続的な受診が確認できないかたに医療機関への受診勧奨通知を送付するなど、適正受診につながる取り組みを行っています。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、令和3年度保健事業として、フレイル対策、生活習慣病の重症化予防、適正受診・適正服薬の推進などの取り組みを積極的に行うこととしています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

各種健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議の上、市民の負担が大きくなりな
いよう配慮し決定しております。なお、後期高齢者健康診査は、令和2年度より自己負担額
が無料となっております。がん検診につきましても、多くの方が受診できるよう70歳以上
のかた、生活保護受給者のかた、市民税非課税世帯のかたに対しまして、自己負担額の免除
を行っております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国
や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要
です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・
統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域における医療体制については、埼玉県地域保健医療計画（第7次）を受け、二次医療圏
ごとに検証が必要とされており、本市においては南部保健医療・地域医療構想協議会において
内容が協議されております。

病院の再編等については、新型コロナウイルス感染症の動向により、改めて整理が必要とな
ると思われませんが、今後も南部保健医療・地域医療構想協議会等の場において意見を発信でき
るよう努めて参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対
策や支援を行ってください。

【回答】

医療需要の増大に伴い、必要となる医療従事者の確保が切実な問題となると考えられ、また、
医療の高度化・多様化に対応するためには、数だけではなく質の確保も重要と考えます。
将来を見据えた人材確保が図れるよう、引き続き県とも情報共有を図って参ります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の
拡大が脅威となっております。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターを含めた保健所の人員体制につきましては、新規感染者数等に応じて他部局から
の応援職員を増やすほか、クラスターによる多くの患者を搬送する際には、専門性が高い職員
を有する消防局と連携を図るなど、全庁一丸となり体制強化に努めてきたところでございます。

今後も、市民の皆様からの相談や感染者等への対応など、皆様に安心していただけるよう万
全の体制を整えて参ります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってくださ
い。

【回答】

医療機関の検査については、各医療機関にゆだねています。

令和3年6月現在、国からの要請による集中的検査実施計画に基づき、高齢者施設の従事者を対象に、2週間に1回の頻度で定期的にPCR検査を実施しております。また、高齢者施設の入所者につきましても、新規入所時に検査を実施しております。

今後は、高齢者の通所事業所の従事者へも対象を拡げ、7月から8月の期間にかけて、2週間に1回の頻度で定期的に検査を実施することにより、さらなる感染者の早期発見と感染の拡大防止に努めて参ります。

子どもの感染者数は大人と比較すると少なく、また重症化する割合も低いことから、現時点では、無症状の子どもを対象としたPCR検査を実施する予定はありません。

なお、保育所や小学校で感染者が発生した場合には、感染状況に応じて検査対象を拡大し、濃厚接触者のほか接触者に該当する子どもに対しても、PCR検査を実施しているところでございます。

学校におきましては、現在のところ定期的な検査を実施する予定はないものの、感染の状況に応じて、市保健所と連携を図りながらPCR検査を適切に実施することにより、安全安心な学校活動の継続に努めて参ります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

本市では、新型コロナウイルス感染症の再拡大をいち早く察知し感染拡大防止を図るため、本年5月に、希望する市民、市内飲食店の従業員及び本市に居住している外国人のうち検査当日に無症状の方を対象として、無料でPCR検査を実施したところでございます。

無症状の市民等を対象としたPCR検査は6月も予定しており、当該検査から得られたデータを分析することで、より効果的な感染防止対策に繋げていきたいと考えております。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

6月中旬から、一カ所集中集団接種会場として、旧そごう川口店を開設することになります。1日の最大の接種人数として、1,890人を接種する予定です。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期計画の介護保険料につきましては、計画期間中の要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれ上昇したものでございます。

第7期計画同様に保険料段階を細分化し、一定以上の所得層のかたに応分の負担を求めることにより、所得の低いかたの負担に配慮した保険料設定を行っております。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による 2020 年度の介護保険料減免につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により前年比 30%以上収入が減少したかたなどを対象に実施したものでございます。

なお、2021 年度の実施につきましては現在検討しているところでございます。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険は、高齢者介護を社会全体で支え合う制度であることから、保険料についてはすべてのかたがそれぞれの所得状況などに応じた負担をすることが前提となっております。

本市では、低所得のかたに対し、国が介護保険法施行令で定める基準よりも基準額に対する割合について、第 1 段階を 0.02、第 2・4 段階で 0.05 独自に軽減しており、所得の低いかたへの配慮を行っております。

また、消費税率の引き上げによる消費税を財源とした公費による低所得者の保険料軽減が実施されていることから、さらなる負担軽減は考えておりません。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

市では住民税非課税世帯のかたに対し、市独自の事業として「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。更に、介護保険サービスの利用に関しましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用者の実態については把握していないところですが、介護サービスの利用に関しましては、所得に応じ利用者負担額の上限が設定されており、毎月の利用料金が上限額を超えた場合には、超過分が「高額介護サービス費」として後日支給されます。

5. **看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

【回答】

市独自の事業として住民税非課税世帯のかたに対し、「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施するなど、所得の少ない方への軽減に努めているところです。こうした

ことから、更なる助成制度は考えていないところです。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染者が発生した事業所や、自主的に休業した事業所と連携した事業所に対し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されない衛生用品の購入費用や職員手当等かかり増し経費に対し、国と連携し補助金の交付を行うなど支援をして参りました。

今後についても、新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対し、介護事業所の継続的なサービス提供のため必要な支援が行き届くよう、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」等活用可能な事業について、周知徹底を図って参りたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護事業所が使用するマスク等の資材の継続的な安定供給を図るため、国及び県と連携し、これまで市内すべての介護事業所に対し、マスク・消毒液等の衛生用品を三度に渡り提供して参りました。

また、新型コロナウイルス感染者発生事業所に対し、前述の衛生用品に加え、ガウン・ディスプレイザブル手袋等の提供を行うとともに、衛生用品等を購入した事業者に対し、補助金の交付を行うなど支援をして参りました。

令和3年度におきましては、介護報酬改定が行われ、全サービス共通して基本報酬プラス0.7%引き上げという類稀に見る改定が行われました。また、新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として、さらに0.1%上乘せし、各事業所において衛生用品や防護具等コロナ対策の費用面についての対応がされております。

今後についても、介護事業所に対し、新型コロナウイルス感染者発生時に備え、常日頃から衛生用品を備蓄していただくよう周知徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策に努めて参りたいと考えております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者や、高齢者に接する従事者へのワクチン接種は、施設内でのクラスターを防止するため、急務であると捉えています。

現在、高齢者施設の入所者及び従事者につきましては、川口市医師会と連携し、進めているところでございます。また、その他の居宅サービスにつきましては、介護従事者の優先接種に向け、準備を進めているところでございます。

PCR検査につきましては、クラスターの発生を未然に防ぐため、令和3年1月より高齢者施設等の従事者を対象とした定期的な検査事業を実施しております。

令和3年度は2週間に1回の定期的な検査を実施しており、国の要請に基づき、通所系事

業所の従事者に対する検査についても、必要性を鑑み、対応してまいります。

従事者や入所者・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種はすでに始まっており、全体の89%（約166施設）のワクチン接種の見通しが立っています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画に位置付けており、毎年実施している「入居者・待機者実態調査」の結果を踏まえながら、施設の入居状況等を把握し、過剰な整備とならないよう適正な整備に努めて参りたいと考えております。

また、小規模多機能施設等の整備につきましても、介護保険事業計画に定めた整備目標を基に、公募により順次整備を進めて参ります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターの人員体制につきましては、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例や地域包括支援センター設置方針に基づき、地区内の高齢者人口に応じた適切な人員配置に努めております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度末までに、市内の各障害者施設に対して、マスク165,750枚、手袋85,500枚を配布したところでございます。今後の衛生用品の調達につきましては、購入費用の補助金制度を活用いただきたいと存じます。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査については、令和3年3月から障害者施設の従業員等を対象に実施しているところでございます。また、入院体制の確保については、各市対応ではなく、広域的に県が設置した調整本部において、患者の症状を確認し、ホテル療養を含む搬送・入院先等の調整を行っております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

埼玉県が委託している福祉人材センターにおいて人材の紹介・あっせん・相談を行っておりますので、情報提供を行って参りたいと存じます。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

本市では、令和3年5月11日から新型コロナワクチン接種を開始したところであります。

基礎疾患を有するかたにつきましては、高齢者に次ぐ優先接種の対象者として位置づけ、早期の接種を希望されるかたにつきましては、市のホームページに申し込み方法を掲載した申請フォームを使用してWeb申請または郵送により申請ができるようにいたしました。個人または施設・事業所からの申請を可能としたほか、各障害者施設や相談支援事業所にも情報提供を行い優先接種に取り組んだところでございます。接種場所につきましては、かかりつけ医など身近な医療機関で行う個別接種と市が設置する集団接種会場で行う集団接種さらに施設・事業所での集団接種についても可能といたしました。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

本市では、令和2年度末に、地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。

主な機能としては、①「相談」については、川口市障害者相談支援センターが対応することとしております。②「緊急時の受入れ・対応」につきましては、短期入所事業所しらゆりの家が受け入れをすることとしております。③「体験の機会の場」につきましては、短期入所事業所しらゆりの家と市内GHが対応することとしております。④「専門的人材の確保・養成」につきましては、国や県の主催する研修等への積極的な参加を促します。⑤「地域の体制作り」につきましては、障害福祉サービス提供事業者で構成する「拠点ネットワーク会議」を開催し、情報共有を行いながら障害者ニーズに即した制度運用を目指していくこととしていただいております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

入所施設及びグループホームについては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助の補助制度や市で行っている補助制度により、整備を進めているところでございます。今後とも、これらの補助制度を活用し、施設整備に対し必要な支援を行って参ります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

川口市自立支援協議会くらし部会では、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、行政のみならず当事者やご家族も参加し、活発な意見交換や協議を行っているところでございます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求

められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

重度の障害などにより地域生活が困難な方の入所施設につきましては、市といたしましても必要と考えており、限られた財源の中、効率的な整備を進めているところでございます。グループホームにつきましても、国の基本指針に基づき策定する川口市障害者自立支援福祉計画における必要なサービス見込量を満たすべく、民間活力により整備を進めて参ります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、2（1）で上述しました地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会と連携して、老障介護家庭の孤立化予防への実態把握に努めるとともに、必要な対策について検討して参ります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害者支援施設（入所施設）や共同生活援助（グループホーム）を利用しているかたの中には、連休などに帰省した時に居宅介護支援等のサービスを利用される方がございます。今後ともご利用者様からの申請にもとづいて、状況の把握を行ったうえで適切な支給決定を行って参ります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

本事業は、県の補助事業であり、市としても県と同様の内容で実施しているものです。市としましても所得制限、年齢制限につきましては、負担の公平性を図り、安定的かつ継続的に制度を実施していくため、今後も必要であると考えているところでございます。また、一部負担金を導入する予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化につきましては、県より未就学児を対象に導入を検討している旨の通知をいただいております。引き続き県と連携して協議・検討をして参ります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

本事業は、県の補助事業であり、県が補助対象外とした部分を市で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることを見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自の補助は考えていないところでございます。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

「身体障害」と「その障害を主な原因とする障害」を問わず、各種の支援や医療の助成を受けることが可能です。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

（実施しているため(2)で回答します）

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

本事業の県との割合負担以外の本市の独自の持ち出し金額はございません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

本事業につきましては、障害福祉サービス等を補完する性質のものであり、引き続き県要綱に合わせて事業を進めることから、県への要望は考えていないところでございます。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚へ増やしたところでございます。

また、助成額は具体的な金額ではなく初乗運賃相当額としていることから100円券の検討は考えていないところでございます。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市の福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級の3障害の手帳所持者を対象としており、タクシーは、介助者付き添いも含めて利用できます。

また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、障害者本人が施設入所していなければ障害者本人及び同居人、市内に居住する親族のいずれかが運転する場合でも補助対象としております。所得、年齢による助成制限につきましては、導入する予定はございません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、川口市独自の事業であり、近隣市町村との連携や県へ働きかけは考えていないところでございます。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

対象者の範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、65歳以上の高齢者、規定の障害者手帳を所持する者、要介護3から5の認定を受けた者のみで世帯を構成する者としております。なお、それ以外の方につきましては、災害時に特に支援が必要となる方を把握する観点から、希望者の個々の状況を鑑み判断しております。

また、各町会・自治会に、名簿を活用した支援マップの作成や個別計画の策定をお願いし

ており、その策定過程で、避難経路などを確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

災害時要配慮者の移動リスクを考慮すると、利用者を限定できる施設（入所や通所施設である福祉避難所）については、直接避難は有効であります。本市にある全ての社会福祉施設をもってしても、全ての要配慮者を受け入れることは不可能でありますため、選定作業が必要と考えております。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時の日ごろの備えとして、食料品や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしているところですが、備蓄品を消費してしまった場合などは、避難所以外で生活を送っている方につきましても、避難所にて食料品・飲料水、必要な物資の配布など、公的な支援を受けることができます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿は、現在、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察と名簿情報を共有しております。災害時においても、現段階では同様と考えております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害の対応、新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整につきましては、危機管理課の所管となります。保健所につきましては、現状、各課からの人員派遣を含め対応を行っているところですが、今後の感染状況等に鑑み、必要に応じて機能強化等を検討することになります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害福祉関連事業の新設、削減、廃止などの動きはございません。コロナ禍においても適切な財政支援を行っているところでございます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年度における待機児童数は30名です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

既存保育所での定員の弾力化による年齢別の受入児童数については、1歳児が61名、2歳児が75名、3歳児が74名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

令和2年度には、認可保育所5施設、認定こども園1施設の整備を実施し、待機児童解消に向けて受け入れ枠の拡大を行いました。今後の公立保育所の維持につきましては、「公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、地域の需要や公立保育所の役割を十分に踏まえ、必要に応じ慎重に検討して参ります。また、認可保育所等の整備につきましては、保育需要や保護者のニーズを見極めながら方針を検討して参ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

発達の遅れなどにより特に支援が必要な乳幼児の認可保育所での受入れにつきましては、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けております。また、保育士の加配に対する補助につきましては、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施しており、拡充は考えてございません。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が施設を改修して認可施設に移行する場合は、国の補助制度に加えて、本市独自の上乘せ補助を行っているところでございます。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必

要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

保育士の配置につきましては、すでに国を上回る基準を市独自に定めているところでございます。また新型コロナウイルス対策のために職員を雇用する経費等に充てることができる補助金を、昨年度に引き続き今年度も交付する予定であり、コロナ禍における安全・安心な保育の実施に努めているところでございます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、平成30年度から「保育士賃金補助事業」を実施し、保育士1人につき最大で月28,000円の賃金増額が図れる制度となっております。このほか、平成29年度からは、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舍借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育所等業務効率化推進事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めているところです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

副食費の軽減措置につきましては、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、保育料算定の所得階層にかかわらず第3子以降の園児に対し副食費の免除をすることとなっています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設に対する指導監督につきましては、法令に基づく立入調査の実施に加え、事故が発生しやすいと言われる午睡の時間に抜き打ち調査を実施し、改善を要する事項について指導しております。

研修につきましては、保育の質の向上を目的とした研修を年2回、消防局協力による小児救命救急講習を年1回実施しております。

引き続き、安全安心な保育の実現のため、指導監督や研修の実施に努めて参ります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援制度の意義を踏まえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう必要な支援を行って参ります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本市の放課後児童クラブについては、希望される方のうち要件を満たした皆様にご利用いただけるよう、施設等の整備を進めております。今後も、法令や条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市の公設の放課後児童クラブ事業の運営は、全て民間事業者へ委託しております。そのため、民間の放課後児童クラブも併せまして、支援員への直接的な処遇に関しては、各事業者が行っており改善が図られるよう連携を図っていると同時に、必要に応じ指導等を実施しております。国庫補助事業における処遇改善事業等の活用につきましても、引き続き注視して参ります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当該事業につきましては県による事業であり、その対象については県において決定しておりますことから、その動向に注視して参ります。今後も、本市の放課後児童クラブ事業におきまして、より良い事業運営が行えるよう努めて参ります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

子ども医療費につきましては、自治体ごとに対象年齢や給付方法に違いがあり、統一的な制度となっていないことや、持続可能な事業とするための財源確保も重要であることから、国に対して公費負担制度の創設を要望するとともに、県に対しても補助の拡充を要望しているところがございますことから、現時点では更なる対象年齢の拡大の予定はございません。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

今後も引き続き、機会を捉えて、国や県に対し要望して参りたいと存じます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

当市ホームページにおいては厚生労働省と同様の操作方法で生活保護にかかるページにたどり着くことができ、同制度にかかる説明等もご覧いただけるようになっております。

また、相談者に対しては「生活保護のしおり」を使用して丁寧な説明に努めているところです。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護制度における扶養照会は、生活保護の実施において扶養義務者の扶養が保護に優先して行われるとさだめられていることから実施するものですが、生活保護の要件ではなく、保護の申請を妨げるものではありません。また、扶養照会は単に経済援助を目的とするものではなく、申請者と扶養義務者の関わりの度合いを把握する目的のものであり、生活保護の実施上必要なものと考えております。

3. **決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護決定通知書にかかる内容につきましては、通知書の内容をご理解いただけますよう各ケースワーカーが受給されている方々に説明し、ご理解をいただいているところです。

4. **ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年3人程度増員しているところです。また、定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、受給されている方に不利益が起こらないよう当課全体の資質向上に努めています。なお、当市生活保護法担当課における現業員につきましては社会福祉主事の任用資格以上の資格を有しており、新任、新人職員につきましては当課在職中にほぼ全員が資格を取得しております。

5. **無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

当福祉事務所では生活保護申請者に対して、一様に無料低額宿泊所への入居を強制することとはございません。しかし、申請時のご本人の健康状況や天候などから、一時的に無料低額宿泊所の情報提供をしていることがございます。

6. **生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

【回答】

多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターでは生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、また、本市関係各課には同センターのパンフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。更に生活困窮にかかる出張相談会を支所で行い、地域困窮事情の収集にも努めているところです。今後も状況に応じた生活保護の相談窓口につないでいるところです。

以上